

平成24年6月13日

子ども・子育て新システムについて

育 成 課

1. 現況

幼稚園と保育所の機能を一体化する「総合こども園」創設を柱とし、平成27年度からの実施を目指す子ども・子育て新システムの関連3法案については、現在、衆議院で審議が行われている。

2. 子ども・子育て新システムの概要

- (1) 新システムの概要 別紙1のとおり
- (2) 幼保一体化の仕組み 別紙2のとおり

3. 関連法案の概要

別紙3のとおり

子ども・子育て新システムの具体的な内容（ポイント）

■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援
(児童手当、地域子育て支援など)
 - 幼保一体化（こども園の創設など）
 - ・ 給付システムの一体化（こども園の創設）
 - ・ 施設の一体化（総合こども園の創設）
- ⇩
- ・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
 - ・ 保育の量的拡大
 - ・ 家庭での養育支援の充実
- を達成

■新たな一元적システムの構築

○基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○社会全体による費用負担

- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化

○子ども・子育て会議の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置

幼保一体化の具体的な仕組みについて

＜具体的な仕組み＞

○ 給付システムの一体化 ～子ども・子育て新システムの創設～

- ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備
～市町村子ども・子育て支援事業計画の策定～
市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定する。

・ 多様な保育事業の量的拡大

～指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

・ 給付の一体化及び強化

～こども園給付の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

○ 施設の一体化

～総合こども園の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園を創設する。

＜効果＞

質の高い学校教育・保育の一体的提供

- ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合こども園等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。
- ・ 配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

保育の量的拡大

- ・ 幼稚園から総合こども園への移行により、保育が量的に拡大。
- ・ 客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

家庭における養育支援の充実

- ・ 幼稚園・保育所から総合こども園への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

＜すべての子どもの

健やかな育ちが実現＞

＜結婚・出産・子育ての 希望がかなう社会が実現＞

※ 「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子ども・子育て支援法案

趣旨： 子育ての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども給付の創設並びにこれに必要となる財源に関する包括的かつ一元的な講制度の構築等の措置を講ずる。

概要： (1) 総則 (目的、基本理念、責務規定、定義規定)

(2) 子ども・子育て支援給付 ◆子どものための現金給付 (児童手当)

◆子どものための教育・保育給付 (支給認定、子ども園給付、地域型保育給付)

(3) 指定子ども園及び指定地域型保育事業者 (指定基準、責務、更新、取消、業務管理体制の整備、あつせん・要請・情報の報告・公表等)

(4) 地域子ども・子育て支援事業

(5) 子ども・子育て支援事業計画 (国の基本指針、市町村計画、都道府県計画)

(6) 費用等 (国・地方の負担等)

(7) 子ども・子育て会議等 (会議の設置、組織、権限及び運営等)

(8) 雑則

(9) 罰則

※ 施行日：

政令で定める日から施行(※)(恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討)
※指定・認可の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日から段階的に施行

総合子ども園法案

趣旨： 小学校就学前の子ども並びに幼児の学校教育及び保育を並行して実施することを図る「総合子ども園」に関するその他の必要な設置、運営その他必要事項を定める。

概要： (1) 総則 (目的、定義)

(2) 総合子ども園の教育及び保育の目標等 (教育及び保育の目標及び内容、入園資格等)

(3) 総合子ども園の設置等 (設置者、区分経理・配当制限、及び運営の基準、職員の資格、廃止等の手続き、指導監督等)

(4) 雑則 (名称の使用制限、経過措置、主務大臣等)

(5) 罰則

関係整備法案

趣旨： 子ども・子育て支援法及び児童福祉法との関係の整理を行う。

概要： (1) 子ども・子育て支援法及び児童福祉法の施行に伴う関係法の改正 (子ども・子育て支援法及び児童福祉法の施行に伴う児童福祉法等の改正、認定子ども園法の廃止等)

(2) 国の所管等に関する所要の改正

※内閣府設置法の改正

・子ども・子育て支援法及び児童福祉法に関する所掌規定

・子ども・子育て会議の設置等

※児童福祉法の改正

・従来の児童福祉法第24条による保育の実施のみならず、子ども・子育てに関する市町村の役割・責務を明確にしつつ、すべての子どもの健全な育ちを重層的に保障するもの。

・市町村は、子ども・子育て支援法に定めるところにより、保育を必要とする子どもに対し、必要な保育を確保するための措置を講じなければならないという責務規定の設置等